

香川地方最低賃金審議会
 第3回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
 業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和6年10月7日 13時30分～15時20分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 金額審議について</p> <p>労働者側：第1回提示額 1,093円（53円引上げ） 根拠：令和5年香川県製造業新規高卒の平均所定内給与(10人以上)184,800円を香川県内所定労働時間の169Hで除した時間額の少数点以下を切り下げた金額1,093円から現在の最低賃金額1,040円を減じた金額53円とした。</p> <p>労働者側：第2回提示額 1,092円（52円引上げ） 根拠：今年度の香川県最低賃金の引上げ額と同額の52円とした。</p> <p>使用者側：第1回提示額 1,085円（45円引上げ） 根拠：香川県の本年5月の消費者物価対前年同月上昇率4.0%を現在の最低賃金額1,040円に乗じて少数点以下を切り上げた金額42円に更なる歩み寄りを加味して45円とした。</p> <p>使用者側：第2回提示額 1,088円（48円引上げ） 根拠：本日第3回専門部会での結審を見据え歩み寄り1回目の提示額に3円プラスして48円とした。</p> <p>公益委員より、公益案：時間額1,092円（指定日発効令和6年12月15日）を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		